

武市監告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和7年1月29日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

一般財団法人 武雄市観光協会

3 監査の対象期間

令和4年度及び令和5年度

4 監査の着眼点及び実施内容

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業は目的に沿って適切に執行されているか、関係帳票の整備、記帳は適正か、諸帳簿等関係書類を検証するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 所管課

営業部観光課

6 監査の日程及び実施場所

日 程 令和7年1月23日（木）

実施場所 一般財団法人 武雄市観光協会

7 監査の結果

（1）事業の概要及び補助金等について

「いで湯と陶芸のふるさと武雄」の魅力ある観光地づくりに向け、武雄市の観光宣伝や観光客誘致活動等に精力的に取り組まれている。市委託金では、令和4年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済支援策として、たけお生活

応援券の販売などの事業を受託されている。市補助金では、観光宣伝事業をはじめ魅力発見事業などさまざまな事業を展開されている。また、令和４年９月の西九州新幹線開業に伴い、駅観光交流センターをリニューアルし、「武雄 旅書店」「武雄温泉駅観光案内所」を運営されている。

(２) 市補助金等の収納状況

令和４年度及び令和５年度の市補助金の収納状況は、別表のとおりで確実に収納されており、また、支出については財政援助の目的に従って執行されていることを確認した。

(３) 監査の結果

おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。

(別表)

市補助金の収納状況

(単位：円)

補助金等の名称		令和４年度	令和５年度
補助金	観光協会運営補助金	1,850,000	1,850,000
	観光交流センター運営補助金	48,036,880	53,922,000
	観光宣伝事業	4,000,000	5,341,500
	魅力発見事業	1,500,000	1,172,045
	広域連携事業	299,303	0
	観光庁事業	500,000	0
	サウナ市補助金	88,000	0
補助金合計		56,274,183	62,285,545